

小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 ～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、**道が1/12を上乗せ支援**することにより、**事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減**し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

道への申請受付は令和3年2月26日で終了しましたが、関係書類が整わず申請できなかった方々に対して、4月からも申請を受け付けます。

制度概要

【道の上乗せ支援の対象となる小規模事業者持続化補助金】

令和2年（2020年）に申請した次の2種類が対象です（これから申請する場合は非対象です）。
なお、事業再開枠分については補助対象外です。

小規模事業者 持続化補助金の種類	令和元年度補正予算 ＜一般型＞	令和2年度補正予算 ＜コロナ特別対応型＞
道の上乗せ支援の 対象となる事業者	第1回 （令和2年3月31日締切）及び 第2回 （同年6月5日締切）分に採択され、 「 新型コロナウイルス感染症加点の付与 」 を希望した事業者 ※第3回分以降の採択事業者は、 補助対象外です	第1回 （令和2年5月15日締切）から 第5回 （同年12月10日締切）分までに 採択され、「 類型A：サプライチェーンの 毀損への対応 」の取組のみを行った事業者 ※類型B、Cの取組を行った採択事業者は、 補助対象外です
小規模事業者 持続化補助金の 補助率（上限額）	2/3（50万円）	2/3（100万円）

+

+

道の上乗せ支援の
補助率（上限額）

1/12（6万2,500円）

1/12（12万5,000円）



事業者の自己負担

1/4

1/4

【道への申請の流れ】

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定を経て、精算払請求書の提出後に、道へ申請いただくものです。

小規模事業者持続化補助金の手続き

- ①国への申請、事業採択・着手
- ②事業完了、実績報告書提出
- ③補助金確定通知書受領
- ④精算払請求書提出



道の上乗せ支援（補助金）の手続き

- ⑤道への申請
 - ⑥交付（入金）
- ※下記の当該締切日から約1か月後を予定

詳細は
QRコードから



【申請スケジュール】 **4月1日から申請を受け付けます**

毎月末の締切日毎に取りまとめ、審査を経て、道の上乗せ支援の交付決定及び額の確定を行います。
なお、郵送物の追跡ができ、かつ配達時に受け取り確認ができる方法でお送りください。

第1回：令和3年4月30日(金)	第5回：令和3年8月31日(火)	第9回：令和3年12月28日(火)
第2回：" 5月31日(月)	第6回：" 9月30日(木)	第10回：令和4年 1月31日(月)
第3回：" 6月30日(水)	第7回：" 10月29日(金)	第11回：" 2月28日(月)
第4回：" 7月30日(金)	第8回：" 11月30日(火)	

※最終申請締切日(必着)

【お問合せ・申請先】道補助金交付要綱、申請書様式等については北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.htm

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

専門家による中小・小規模事業者への助言・指導 (中小・小規模企業緊急総合支援事業)

感染症により経営に影響を受けている中小・小規模事業者を対象に、資金調達の手法等の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

事業概要

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける中小・小規模企業を対象に、課題に応じて必要な**専門家を無料で派遣**し、助言、指導を行います。

2 支援対象者

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小・小規模企業

3 想定される専門家

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、店舗コンサルティング等

4 募集時期

4月募集開始予定

【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課小規模企業係 TEL : 011-204-5331

ビジネス海外渡航支援事業

事業活動の維持・継続のためのビジネス海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成します。

事業概要

1 事業内容

ビジネス活動のための海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成し、道内中小・小規模事業者の事業活動の維持・継続を支援します。

2 対象要件

道内中小・小規模事業者 ※別途要件あり。

3 対象経費

出入国時に必要となる陰性証明書の取得に必要となる新型コロナウイルス感染症に係る検査費用、陰性証明書発行手数料

4 補助率・補助上限額：1／2 上限額10万円

5 募集開始時期：4月下旬開始予定

【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課経営支援係 TEL : 011-204-5331

商店街等の感染拡大防止・販売促進支援

【地域商業ウイズコロナ対策支援事業】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、地域の商工団体等が実施する感染症対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動等の取組に対して支援する。

対象実施主体

- ①法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
 - ・構成員数・会員数10者以上(申請日時点)
 - ・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者(申請日時点)
 - ・参加構成員は同一の市町村内の事業者等で構成すること。
- ※組織内の青年部、婦人部等は対象外とします。
- ②その他法人化されていない上記①に類する組織(①の要件に加え)
 - ・設立して1年以上経過していること。(申請日時点)
 - ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること。

対象事業

事業主体が行う感染拡大防止及び販売促進に係る取組に対して支援します。

《例》

- ・感染予防：マスク・消毒液・清掃器具等の消耗品、体温計の購入
- ・販売促進：販促チラシ、ポスター作成、感染対策万全にしたイベント開催 等

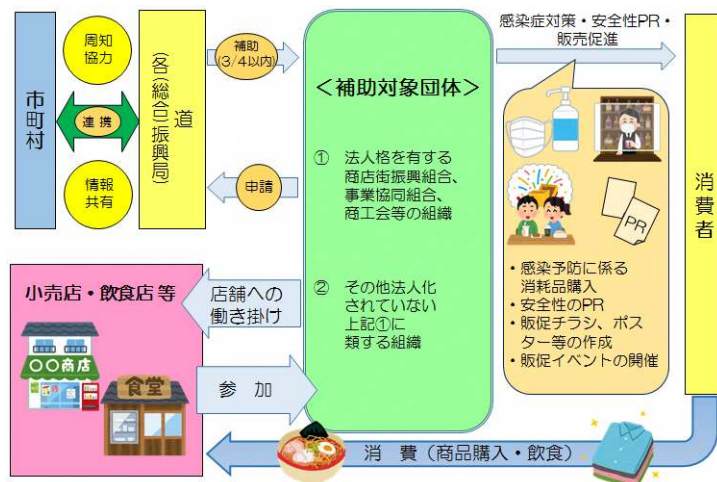
補助内容

- ・補助率：3/4以内
※補助申請総額が予算額を上回る場合は、補助率を調整し交付決定します。
- ・補助上限：1団体当たり100万円
- ・事業実施期間：令和3年7月1日 ～ 令和4年1月31日

募集期間

令和3年(2021年)5月6日(木)～6月30日(水) ※(総合)振興局必着
※実績報告の期限は令和4年(2022年)2月10日(木)とします。

事業のイメージ



【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課 主査(市場・流通) TEL: 011-204-5341

プレミアム付商品券の発行支援

【プレミアム付商品券発行支援事業】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化による影響が深刻化している中、市町村が発行するプレミアム付商品券の発行を支援することにより、地域における消費喚起の取組を市町村と連携して推進します。

概要

地域における消費喚起、域内外の消費循環の促進に向け、市町村が発行する「プレミアム付商品券」のプレミアム分に道が上乗せ支援する。※市町村の支援により商工団体等が発行する事業も含む。

道のプレミアム率・補助率等

道のプレミアム率：10%以内（市町村が負担するプレミアム率以内）

補助率：10/10以内

※補助申請総額が予算額を上回る場合は補助率を調整し、交付決定します。

対象事業

事業実施主体が発行する商品券等にプレミアムを上乗せする事業とする。

なお、次の条件を付すものとする。

- ・商品券の利用対象は「新北海道スタイル」を実践する店舗とすること。
- ・プレミアム率は道の上乗せを含め、50パーセントを上限とすること。

また、令和3年(2021年)4月1日以降に商品券を発売する事業を対象とする。

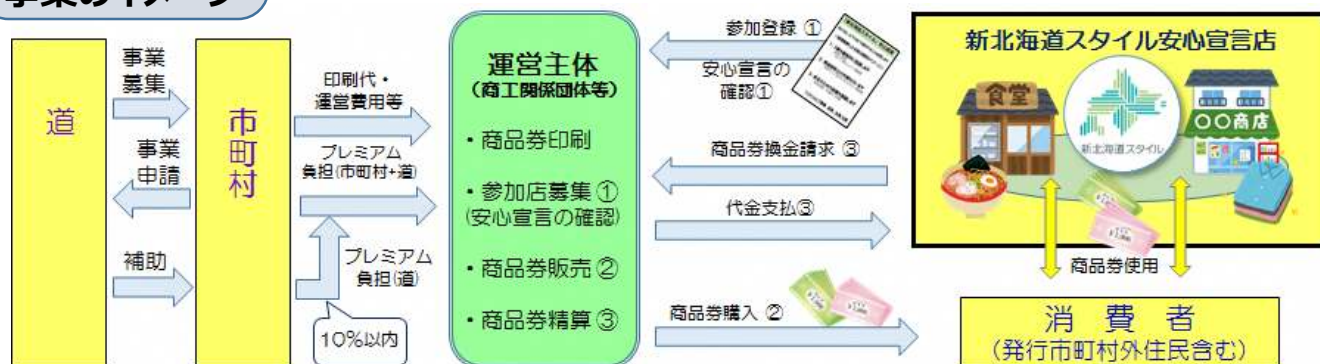
※全住民に配布する給付型の商品券は対象外。

募集期間

補助申請受付：令和3年(2021年)4月1日(木)～8月31日(火)

※実績報告の期限は令和4年(2022年)2月15日(火)とします。

事業のイメージ



※事業の構築にあたっては、飲食店やレジャー施設等、地域の実情に応じ、特に売上が減少している業種等で優先的に商品券が利用されるよう、配慮をお願いします。

※発行市町村外の住民も購入できるホテル、道の駅など観光スポットでの販売に努めていただくをお願いします。

【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課商業振興係 TEL : 011-204-5341

感染拡大防止対策を徹底したモデル事業の実施 (道民の圏域内旅行を対象とした「新しい旅のスタイル」)

新しい旅のモデル事業として、利用者・事業者双方に徹底した感染拡大防止策を講じていただく「新しい旅のスタイル」を構築し、その普及・定着を図るため、道民の圏域内における宿泊旅行商品を造成・販売する旅行会社や宿泊施設等に対し、予算の範囲内において、支援金を交付します。

事業概要

制度概要

対象	道民 ※ <u>同居者（個人も可）</u> との旅行に限定
対象商品	道内宿泊旅行（圏域内）
割引額	最大半額（上限1万円。離島はさらに割引率をプラス。）
実施時期	4／ 2（金）チェックインから 4／30（金）チェックアウト分まで
その他	市町村独自の割引制度と併用可 ・国のGoToトラベルとの併用は不可 停止条件をあらかじめ設定 ・対象宿泊施設で集団感染が発生した場合 ・特定地域における外出や往来の自粛等の要請をする場合 など

感染拡大防止対策

利用者	事業者
○食事と入浴の際には、 <u>「黙食・黙浴」</u> の推奨	○「 <u>黙食・黙浴</u> 」についての ポスター等を掲示義務化
○北海道コロナ通知システム等の登録	○可能な限り部屋食の実施 または同居者限定テーブルの利用
○感染対策の同意書の提出	○誓約書の提出
○アンケートの提出	○抜き打ち検査の実施

圏域区分

- ①札幌市（当面延期） ②道央1（石狩（札幌市を除く）、空知）
③道央2（後志、胆振、日高） ④道南（渡島、檜山）
⑤道北（上川、留萌、宗谷） ⑥道東（オホーツク、十勝、釧路、根室）

新しい旅のスタイル
を守りましょう。



食事での会話は、
感染リスクを高めます。



入浴中の会話は、
感染リスクを高めます。



いつもと違う場所には、
いつも一纏めのひとと。



身近な場所で、
楽しくすごそう。

※ 詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/atarashiitabinostyle.htm>

【お問合せ先】

北海道経済部観光局観光振興課主査（観光事業） TEL：011-206-6896

観光関連事業者の事業継続支援 (感染拡大影響緩和観光関連事業者支援事業費)

GoToトラベルの一時停止等により影響を受ける観光関連事業者を支援します。

事業概要

区 分	内 容
対象者	11/24（札幌着分）、11/27（札幌発分）～12/27において道内宿泊事業者・旅行会社のうち、国のキャンセル料支援（35%）対象となった者
事業内容	国の基準により算出された宿泊料金の10%を支援金として支給

【お問合せ先】

北海道経済部観光局観光振興課主査（誘客） TEL：011-231-4111（内線26-578）

道産食品の消費喚起（道産品消費喚起特別割引事業）

道産食品の消費喚起を図るため、道産食品を扱うアンテナショップなどで利用可能なプレミアム付商品券やネット通販等での割引販売を実施します。

事業概要

※ 下記の内容は4月時点の予定です。

1 プレミアム付商品券の発行

- 名 称 北海道どさんこプラザ・道内外対象百貨店「北海道物産展」共通
プレミアム付どさんこ商品券（仮称）
- 取扱店舗 北海道どさんこプラザ各店（倶知安店、湯川店を除く）
「北海道の物産と観光展」及び「北海道物産展」を開催する道内外百貨店
- 発行内容 1冊につき7千円分（1千円×7枚）を5千円で販売
- 利用期間 令和3年7月頃から販売開始予定
- 購入限度 1人3冊まで

2 通信割引販売等の実施

- 実施内容 どさんこプラザ・道内外の百貨店の通販サイトやカタログギフト等を活用した
道産品の割引販売
- 割引率等 割引率30%
- 実施期間 どさんこプラザWEB：4月頃開始予定
道内外百貨店：6月頃開始予定

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係 TEL：011-204-5766

道内外の学校が、北海道内において、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に配慮して実施する「新北海道スタイル」に対応した教育旅行を支援します。

事業概要

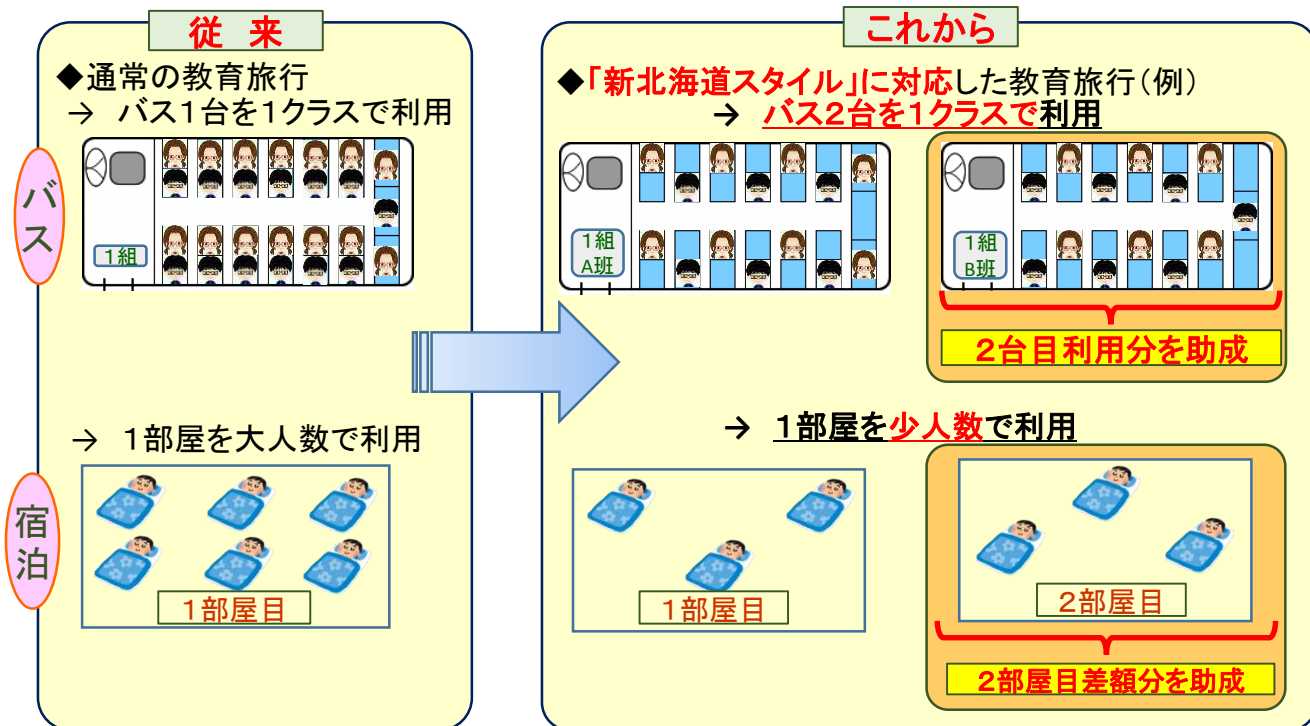
※下記内容は、現段階での案です。具体的内容及び募集開始時期等は、今後道観光局のHPで公表します。

＜支援金の内容及び交付額(上限額)＞

区 分	支援金の内容・交付額	上限額	
(1)バス追加借り上げ支援	通常 1 クラスで 1 台利用する貸切バス等を 2 台に増やして実施する場合の <u>2 台目の利用等に係る貸切バス等料金の実費(増加経費)</u>	宿泊を伴うもの	1台1日あたり140,000円 ※日数の制限なし
		冬季観光施設を利用する活動(日帰りのもの)	1台1日あたり82,500円
(2)宿泊部屋数増への支援	1 部屋あたりの宿泊人数を減らして実施する場合の <u>部屋数増等に伴う宿泊料金の実費(増加経費)</u>	1人1泊あたり3,000円 ※泊数の制限なし	

- ①令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)2月28日までの間に実施されること。
- ②道内において、見学や体験を実施し、かつ、道内において1泊以上宿泊すること。
又は、道内の冬季観光施設を利用してスキー、スケート等の活動を行うこと。
- ③支援金交付の対象となる教育旅行について、北海道が実施する他の支援事業等を利用していないこと。

＜実施イメージ＞



【お問合せ先】

北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係

TEL : 011-204-5303

E-mail : kanko.kyoiku@pref.hokkaido.lg.jp

道観光局HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/index.htm>

公共交通の需要喚起等に向けた取組 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

制度概要

【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が販売する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等

<割引相当額等>

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

【事業実施期間】

令和2年7月～令和3年6月

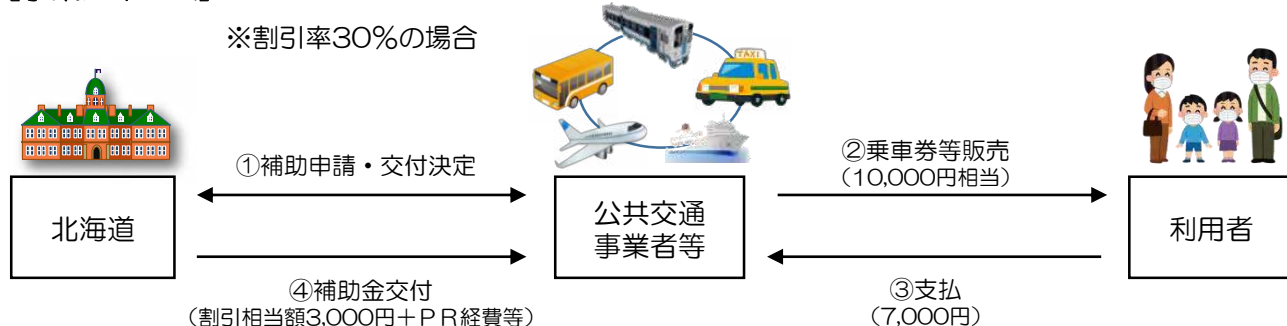
【販売期間】

令和2年7月～ ※新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、「新規」の販売を休止中。

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和3年6月末まで）

【事業スキーム】



【URL】

<https://guruttohokkaido.jp/>

【お問合せ先】

北海道総合政策部交通企画課

TEL：011-204-5333

北海道コロナ通知システム（1／2）

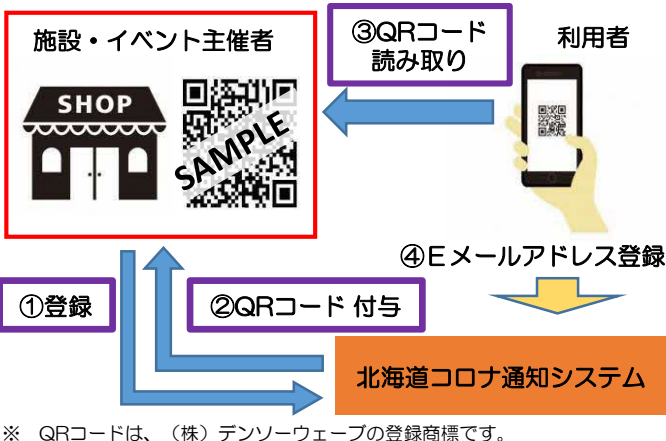
本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスが拡大することを防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスをご登録いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、北海道からEメールでお知らせします。

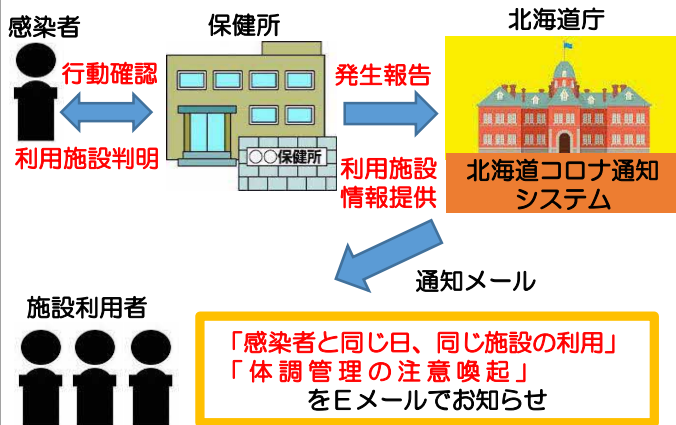
本システムでは、感染者が同じ施設を利用していた可能性が高いものの、どの程度の接触があったかはわかりませんので、ご利用者に感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調に不安のある方は、道庁の相談センターにご相談願います。

施設等利用者の登録



施設利用者へのお知らせ（フォローアップ）



利用者（道民）の皆様

○ 利用方法

- ①訪れた施設（会場）等に掲示されたQRコードを読み込んでください。
 - ②表示される画面から、Eメールアドレスを登録してください。
 - ③登録者と同じ日に同じ施設を感染者が利用していたことが判明した場合に、登録されたEメールアドレスにメッセージが届きます。
 - ④メッセージが届いても、感染しているとは限りません。まずは体調管理にご注意いただき、体調悪化時には、相談窓口にご相談ください。
- （北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507）

○ 登録するメリット

- ・同じ日、同じ施設の利用者から感染が確認された場合、通知メールが届きますので、安心してご利用いただけます。
- ・お知らせを受け取った方が体調が悪化した場合、相談窓口に連絡することでスムーズな対応が受けられます。

○ お送りするメール文（例）

メール文（例）

「新型コロナウイルスに感染した方の行動歴を確認したところ、あなたが訪れていた施設を同じ日に利用していたことが確認された」旨、Eメールでお知らせします。

本システムでは、同じ施設を利用していても、どの程度近くにおられたかはわかりませんので、あなたに感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調の悪化が現れた場合は、道庁の相談センターにご相談願います。

○ 注意事項等

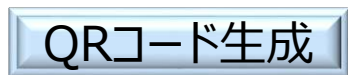
- ・QRコードは施設・イベントごとに異なりますので、訪れたそれぞれの施設等で読み込んでください。
- ・以前に利用したことがある施設でも、訪問する度に読み込んでください。（読み込んだ日時を基準に該当者にメッセージをお送りします。）
- ・本システムでは、利用者の氏名・住所・電話番号・GPS位置情報などは取得しません。（メールアドレスのみ管理します。）
- ・登録されたメールアドレスあてに確認メールをお送りします。確認メールが届かない場合は、登録ができていない可能性がありますので、お手数ですが、再度ご登録をお願いします。
- ・北海道からのお知らせメールは「@pref.hokkaido.lg.jp」からお届けします。ドメインによる受信制限等の解除をお願いします。
- ・登録いただいたメールアドレスは、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- また、登録の2ヶ月後に、システムから消去します。
- ・風評被害を抑止するため、該当施設はお知らせいたしませんのでご了承ください。また、お問い合わせにもお答えできませんのでご了承ください。



事業者（店舗・施設・イベントの管理者（主催者））の皆様

○ 利用方法

1. 「店舗・イベント・施設QRコード取得フォーム」から施設・イベント等の情報を登録してください。
・生成フォームURL（<https://qc.domingo.ne.jp/group/register>）
2. 取得したQRコードを施設内・会場内に掲示してください。
3. 施設（会場）利用者に、掲示QRコードの読み込みを案内してください。



このボタンをクリックすると生成フォームが開きます。

店舗・イベント・施設QRコード生成

こちらは「北海道コロナ通知システム」店舗関係者・イベント主催者様用のご登録ページです。
下記入力欄に皆様の店舗・イベント・集客施設の情報のご登録をお願いします。
「登録してQRコードを生成」のボタンを押すと、表示用のQRコードをダウンロードすることができます。

店舗（支店）・イベント・施設名 必須

担当者氏名 必須

連絡先電話番号 必須

担当者メールアドレス 必須

郵便番号 必須

住所 必須

☐ 開催期間無し ☐ 開催期間有り

☐ 利用規約に同意する

登録してQRコードを生成

左の生成フォームに必要事項を入力（6カ所）し、最後に「登録してQRコードを生成」をクリックしてください。

※連絡先・電話番号・郵便番号・住所については、店舗またはイベント主催者の連絡先を入力してください。

※イベントの場合は「店舗・イベント・施設名」欄にイベント名を入力し、「担当者氏名」欄に主催者名と担当者名を入力してください。

「担当者メールアドレス」欄に記入されたアドレスに生成されたQRコードが届きます。

○ 登録するメリット

- ・お客様などに安心してご利用いただけます。
- ・感染症対策に積極的に取り組んでいることをPRできます。

○ 注意事項等

- ・複数の施設を所有する場合は、施設ごとにQRコードを取得してください。
- ・同一施設内には、同じQRコードをコピーして複数掲示いただけます。
- ・施設利用者（お客様）にEメールでお知らせするメッセージに、施設（会場）名や利用日は記載しません。
- ・いただいた情報については、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

○ よくある質問（Q&A）

利用者（道民の皆様）向け

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertQA1.pdf>

事業者（施設管理者・イベント主催者等）向け

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertQA2.pdf>

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企業活動支援担当 TEL：011-206-0289